

第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第3条の6に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 6.1 に示すとおりです。

表 6.1 (1) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
総論	<p>(1) 今後の具体的なルート、位置及び道路構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たり、環境配慮が必要な以下の対象について、本事業の実施に伴う影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>①市街地、集落、学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居</p> <p>②諏訪湖及びそれに流入する河川並びに温泉源泉</p> <p>③重要な動植物の生息及び生育地</p> <p>④諏訪市景観計画（平成 21 年 10 月 諏訪市）重点整備地区、下諏訪町景観計画（平成 24 年 8 月 下諏訪町）景観形成重点地区、下諏訪町歴史的風致維持向上計画（平成 25 年 3 月 下諏訪町）下諏訪門前地区、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減しました。</p> <p>今後の詳細なルートや構造の検討を踏まえ、都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては同様に、環境の保全上重要と考えられる対象に配慮します。</p>
	<p>(2) 今後、本事業の詳細な検討に当たり、適切に予測した将来交通量や社会状況等を踏まえ本事業の内容を精査し、環境に十分配慮した内容とすること。</p>	<p>今後、本事業の詳細な検討に当たり、適切に予測した将来交通量や社会状況等を踏まえ、本事業の内容を精査します。</p> <p>また、今後の環境影響評価手続において、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として選定した、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水象、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等について、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、環境への影響に配慮します。</p>

表 6.1 (2) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
総論	<p>(3) 今後設定する対象事業実施区域又はその周辺において上記(1)の対象が存在する場合には、当該対象への影響を十分考慮し環境影響評価の項目を適切に選定すること。</p>	<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定しました。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水象、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等を選定しました。</p>
	<p>(4) 今後、本事業の実施に伴い当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>今後、本事業の実施に伴い当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生じるおそれがある場合は、今後の環境影響評価手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行います。</p>
大気環境	<p>事業実施想定区域及びその周辺は、市街地及び集落が分布し、住居及び学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が多数存在している。このため、複数案のいずれについても、具体的なルート及び道路構造の検討に当たり、市街地及び集落の分断並びに住居及び環境保全の配慮が特に必要な施設に影響を及ぼす変更の極力回避、円滑な交通流を確保できる位置及び構造の採用等により、本事業の実施に伴う生活環境への影響を回避又は極力低減すること。特に、事業実施想定区域に近接する一般国道20号沿道には道路騒音の環境基準が非達成な地点が存在しており、現道拡幅案は、自動車の走行に伴う騒音等の増加により沿道の地域への更なる環境負荷が生ずるおそれがあるため、詳細な拡幅位置及び道路構造の検討に当たり、道路騒音の環境基準の達成状況を悪化させないための措置を検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、市街地及び集落の分断並びに住居の環境保全の配慮が特に必要な施設に対する生活環境(大気質、騒音等)への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続において、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。</p> <p>なお、本事業においては、現道拡幅案は選定していません。</p>

表 6.1 (3) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
水環境及び土壌環境	<p>① 諏訪湖は湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼とされているところ、浮遊物質量（SS）等に係る水質の環境基準は非達成である中、本事業は、諏訪湖に流入する河川及び沢を通過するため、特に、森林が分布する丘陵地を主に通過するバイパス案及び都市計画案は、土地改変に伴う濁水等の発生により公共用水域への更なる環境負荷が生ずるおそれがある。このため、複数案のいずれについても、具体的なルート上の位置及び道路構造の検討に当たり、土地を改変する工事の実施に伴う水の濁り等による影響について、土地の改変量及び森林の改変面積を抑制する位置及び構造の採用等により、回避又は極力低減すること。また、橋梁構造を採用する場合における水底掘削等に伴う水の濁り等による影響について、河川の改変量を抑制する位置及び構造の採用等により、回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、土地を改変する工事の実施に伴う水の濁り等による影響及び、橋梁構造による水底掘削等に伴う水の濁り等による影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手續において、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。</p>
	<p>② トンネル構造を採用する場合は、トンネル掘削等に伴う地下水の坑内への流出、トンネル内への漏水等による周辺地域における水源、温泉源泉等の減水、枯渇等の影響が生ずるおそれがある。このため、具体的なルート上の位置及び道路構造の検討に当たり、温泉源泉の改変の極力回避、地下水環境に影響を及ぼすおそれの小さい位置及び構造の採用等により、その影響を回避又は極力低減すること。また、方法書以降の手續において、その影響を適切に把握するための調査、その結果を踏まえたできる限り定量的な手法による予測及び評価を行い、その結果に応じて適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、温泉源泉等に対する地下水環境への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手續において、必要に応じ、地下水の影響を適切に把握するための調査を実施し、その結果を踏まえて、できる限り定量的な予測、評価を行い、その結果に応じた適切な環境保全措置の検討を行います。</p>
	<p>③ 上川、宮川等が流入する諏訪湖南東側には軟弱地盤が分布し、道路構造物の設置に伴う地盤沈下による影響が生ずるおそれがある。このため、複数案のいずれについても、具体的なルート上の位置及び道路構造の検討に当たり、地盤沈下が生ずるおそれの小さい位置及び構造の採用等により、その影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、地盤沈下が生ずるおそれの小さい位置及び構造の採用等により、道路構造物の設置に伴う地盤沈下による影響に配慮します。</p>

表 6.1 (4) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
動植物、生態系	<p>事業実施想定区域及びその周辺は、重要な動植物の生息及び生育地が確認されている。このため、複数案のいずれについても、具体的なルート上の位置及び道路構造の検討に当たり、これらの改変の極力回避等により、本事業の実施に伴う自然環境への影響を回避又は極力低減すること。また、トンネル構造を採用する場合は、トンネル掘削等に伴う地下水への影響により周辺の沢等の流量が減少し、水生生物等重要な動植物の生息及び生育地に影響を及ぼすおそれがあるため、方法書以降の検討において、専門家等からの助言を踏まえ、その影響を適切に把握するための調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、重要な動植物の生息及び生育地及び生態系への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の検討において、必要に応じ、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測、評価及び適切な環境保全措置の検討を行います。</p>
景観及び人と自然との触れ合いの活動の場	<p>事業実施想定区域及びその周辺は、諏訪湖、霧ヶ峰等に臨む眺望点が多数存在し、下諏訪町歴史的風致維持向上計画に基づく下諏訪門前地区等、景観の保全等に係る区域が複数存在する。また、式年造営御柱大祭に関連する神社、散策路等、人と自然との触れ合いの活動の場が多数存在する。このため、複数案のいずれについても、具体的なルート上の位置及び道路構造の検討に当たり、これらの改変の極力回避又は機能維持、地域の景観特性と調和した位置及び構造の採用等により、本事業の実施に伴う景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、景観資源、眺望点、人と自然との触れ合いの活動の場への影響及び下諏訪町歴史的風致維持向上計画に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の検討において、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。</p>
建設発生土及び廃棄物	<p>本事業は、主に森林が分布する丘陵地又は市街地及び集落を通過する計画であり、本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により建設発生土及び廃棄物が発生する。このため、複数案のいずれについても、具体的なルート上の位置及び道路構造の検討に当たり、土量バランスを考慮した上で改変又は掘削を必要最小限とした位置及び構造の採用等により、建設発生土及び廃棄物の発生量を抑制すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、土量バランスを考慮し、建設発生土及び廃棄物の発生量の抑制に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の検討において、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。</p>